

■所得申告相談日程 会場：役場 2 階正庁

月日(曜日)	行政区	対 象 地 域
2 月16日(水)	青 生 野	江堀、青生野、西谷地、世々麦、姿平
17日(木)	青 生 野	丸谷地一・二、羽双、大犬平一・二
18日(金)	赤坂西野	切払上・東、名下一・二、茅、茅南、蕨平、本坂、滝、仁田、草牛
19日(土)		申告相談は行いません
20日(日)		申告相談は行いません
21日(月)	赤坂西野	酒垂新・旧、石神、火打石、岫長、虹ヶ沢、荻ノ沢
22日(火)	赤坂西野	滑石、上、中、西、浅屋敷、前折戸、塩倉一・二
23日(水)	富 田	前沼、彦次郎一・二、日和田、反田一・二
24日(木)	富 田	鍬木田一・二・三、二反田一・二、中沢一・二・三
25日(金)	西 山	戸倉、赤柴、菅田、菅ノ目、水口一・二、大沢
26日(土)		申告相談は行いません
27日(日)	予 備 日	指定日に申告できなかった方
28日(月)	西 山	落合、大平、追木、折戸、後折戸、余所内
3 月 1 日(火)	西 山	西野内、宝木、押野、岩野草上・下、大久保
2 日(水)	渡 瀬	江竜田元・上・新、大戸中、下
3 日(木)	渡 瀬	中山、木之根一・二・三、中野町、上耕地、越虫
4 日(金)	渡 瀬	福原一・二、田苗下、田尻一・二、関口一・二・三、座場見
5 日(土)		申告相談は行いません
6 日(日)		申告相談は行いません
7 日(月)	赤坂東野・石井草	広畑一・二・三・四・五、滝ノ下、蕨ノ草、芦ノ草、木戸沢、大竹下・上、前田
8 日(火)	赤坂東野・石井草	戸草下・上、新立、葉貫、唐露、大石草、遠ヶ竜前・後、大根屋敷
9 日(水)	赤坂東野・石井草	中内、大房、樫久保、官代下・上、石井草、内ヶ竜上・下
10日(木)	赤坂中野	新宿一・二・三・四・五・六・七、道少田一・二・三・四・五、中野団地
11日(金)	赤坂中野	大塩一・二・三、官沢一・二、馬場、鬼越
12日(土)		申告相談は行いません
13日(日)	予 備 日	指定日に申告できなかった方
14日(月)	赤坂中野	真坂東・下・上、取上、薄ヶ久保、前田一・二
15日(火)	予 備 日	指定日に申告できなかった方

2 月16日(水)から始まります

所得の申告相談

会場…役場 2 階 正庁
受付時間…午前9時～午前11時 30分 午後1時～午後4 時 30分
●問い合わせ先 村総務課税務係 ☎0247-49-3111



村では、2 月16日(水)から3 月15日(火)まで、所得の申告相談の受付を行います。該当する方は指定された日に申告してください。

この申告相談は、平成22年分(1～12月)の所得を申告していただくもので、平成23年度の村県民税や国民健康保険税の課税の基礎となります。

■申告が必要な方

所得(確定)申告は、一年間に生じた所得金額を確定させ、その確定した金額により計算した税額と、源泉徴収などであらかじめ納めた税額を精算し、その年の最終的な所得税額を確定させるためのものです。

申告が必要な方は、平成二十三年一月一日現在、村内に住所があり、次のいずれかに該当する方です。

- ① 農業や営業などの事業を営んだり、地代、家賃、配当、譲渡などの所得がある方
- ② 給与所得のほかに、事業配当、不動産などの所得がある方
- ③ 給与所得者のうち、二か所以上の事業所などから給与の支払いを受けた方や平成二十二年中に退職した方や年末調整を受けていない方が給与のほかに年金や恩給、報酬などの支給を受けた方
- ④ 国民健康保険に加入している方
- ⑤ 生命保険金などを受取った方(満期や解約を含む)
- ⑥ 所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方(平成十一年から十八年末まで、または平成二十一年から二十二

年末に入居された方に限る)

■ふるさと納税をされた方

ふるさと納税により自治体に寄附した方は、所得税と個人住民税の両方の軽減を受けることができます。申告の際には、自治体から発行される寄附金受領証明書をご持参ください。

なお、年末調整のみで確定申告を行わない方は、寄附金税額控除申告書と寄附金受領証明書の提出が必要となります。

■持参するもの

申告の際には、次のものが必要になります。書類不足などで、受付できない場合もありますので、お出かけの前にもう一度書類の確認をお願いします。

- ① 印鑑・筆記用具および収入支出が確認できる預金(貯金)通帳
- ② 不動産所得・山林所得がある方は売買契約書または明細書
- ③ 生命保険料・建物共済などの払込証明書
- ④ 国民年金加入者は、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

⑤ 医療費控除を受けようとする方は医療機関の領収書など(二十二年中に支払ったもの)

⑥ 障害者控除を受けようとする方は身体障害者手帳など

⑦ 口座振替を利用する方は金融機関・口座番号がわかるものおよび届印

また、申告する所得の種類によつては、次の書類も持参してください。

▼農業所得

- ・収入支出を記帳してあるもの
- および領収書など
- 肉用牛売却所得の免税措置を

受ける方は売却証明書

▼給与所得

- ・源泉徴収票または事業主の発行する給与・賃金の支払証明書など
- ▼営業・その他の事業所得
- ・営業業等所得調査表
- ・収入支出を記帳してあるもの
- および領収書など

なお、税務署から申告書を送付された方は申告当日に持参してください(未記入のままで結構です)。

所得申告相談は役場二階「正庁」で行います。日程は左表のとおりで、午前九時から午後四時三十分まで受け付けます。

また、日曜日の予備日(二月二十七日、三月十三日)は混雑が予想されますので、できるだけ指定日においでください。なお、指定日以外に来られる場合は、指定日の方を優先しますのであらかじめご了承ください。

■相談時間の短縮にご協力を

相談会場には、多くの方が訪

れるため、待ち時間が長くなつてしまします。次の点に注意してスムーズな申告にご協力ください。

- ① 事業所得や農業所得を申告される方で、領収書などが未整理のため、収支内訳書の作成に時間がかかる場合があります。あらかじめ、経費ことの整理・集計をお願いします。
- ② 医療費控除を受ける方で、領収書が整理されていないため時間がかかる場合があります。医療機関・個人ごとに整理し集計してください。